

年 月 日

荒川区保健所長 殿

住 所

死亡者（失そう者）との続柄

氏 名

電 話 番 号 ()

ファクシミリ番号 ()

診療所（歯科診療所又は助産所）開設者死亡（失そう）届

開設者が死亡した（失そう宣告を受けた）ので、医療法第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	荒川区 丁目 番 号 電話番号 () ファクシミリ番号 ()
3 開設許可（開設届出） 年 月 日 及 び 同 番 号	年 月 日 第 号
4 開 設 者 の 氏 名	
5 死亡（失そう）の年月日	年 月 日
6 診 療 録 等 の 保 存 先	保存責任者氏名： 住所： 電話番号： 保存場所名称等： 所在地：

添付書類

1 死亡診断書又は戸（除）籍謄（抄）本、失そう宣告の写し

2 届出義務者であることを証明する書類

（注） この届出は、戸籍法上の死亡の届出義務者又は失そうの届出義務者が行うこと。

（注） 診療録は 5 年保存、特定生物由来製品を使用した記録は 20 年保存

（日本産業規格 A 列 4 番）